

# 第3回（仮称）魚津市観光地域づくり法人（DMO）設立準備会

日時 令和6年7月26日(金) 10:00～

場所 魚津市役所2階 第1会議室

## 次 第

### 1. 開 会

### 2. あいさつ

### 3. 報告事項

- (1) これまでの取組み (資料①)
- (2) 第2回設立準備会（R6.2/29）の振り返り (資料②)
- (3) 7/9（仮称）魚津市観光地域づくり法人（DMO）設立準備シンポジウムについて (資料③)

### 4. 協議事項

- (1) 統合（案）について (資料④)
- (2) 役割（案）について (資料⑤)
- (3) 組織体制・実施予算（案）について (資料⑥)
- (4) 設立準備委員会（案）について (資料⑦)

### 5. その他

- ・今後のスケジュール（案） (資料⑧)
- ・発起人会について (資料⑨)

### 6. 閉会

**参考資料** 7/9（仮称）魚津市観光地域づくり法人（DMO）設立準備シンポジウム

河東氏の講演資料 （※2次使用厳禁）

(仮称)魚津市観光地域づくり法人(DMO)設立準備会 名簿

No.	種別	組織	役職	氏名	備考
1	観光団体	魚津市観光協会	会長	木下 莊司	会長
2	商工団体	魚津商工会議所	会頭	大愛 高義	
3	観光事業者	(一財)魚津市施設管理公社	理事長	堀 昭禎	
4	宿泊事業者	魚津市ホテル旅館組合	副組合長	清河 哲士	
5	交通事業者	魚津タクシー協会	会長	佐々木 祐司	代理出席 事務局長 武隈 一彦
6	産業団体	魚津市農業協同組合	代表理事組合長	松崎 映憲	(欠席)
7	産業団体	魚津漁業協同組合	代表理事組合長	浜住 博之	副会長
8	産業団体	新川森林組合	代表理事組合長	辻 泰久	代理出席 代表理事常務 末上 浩二
9	観光事業者	(株)魚津シーサイドプラザ	代表取締役社長	水白 均	
10	飲食事業者	魚津飲食業組合	組合長	早川 隆幸	
11	地域団体	魚津市自治振興会連合会	会長	伊藤 甚宰	
12	観光団体	観光ボランティアじゃんとこい	会長	伊東 清隆	
13	行政	魚津市	副市長	石黒 雄一	
14	アドバイザー (地域DMO)	(公社)とやま観光推進機構	事務局長	前佛 聡	

※氏名に下線がある方は、人事異動等により委員交代があった方です。

1	事務局	魚津商工会議所	専務理事	大崎 敏治	
2		魚津市観光協会	事務局長	宮坂 康典	
3		魚津市観光協会	課長	高野 剛	
4		魚津市産業建設部	部長	赤坂 光俊	
5		魚津市産業建設部商工観光課	課長	政二 弘明	
6		魚津市商工観光課観光戦略係	係長	高嶋 真弓	
7		魚津市商工観光課観光戦略係	主事	蒔崎 奈桜子	

## (仮称) 魚津市観光地域づくり法人 (DMO) 設立準備会 会則

### (名称)

第1条 この会は、「(仮称) 魚津市観光地域づくり法人 (DMO) 設立準備会 (以下「準備会」という。)」と称する。

### (目的)

第2条 準備会は、魚津市が一体となった『地域で稼ぐ』観光地域づくりを実践していく上で、その中心的な役割を担う組織である「(仮称)魚津市観光地域づくり法人 (DMO) (以下「観光地域づくり法人」という。)」の設立とその法人の効果的かつ持続的な運営に向け、必要な事項の検討を行うことを目的とする。

### (検討事項)

第3条 準備会は、前条の目的を達成するために次の事項を行う。

- (1) 観光地域づくり法人の設立の目的や役割、手続き等の検討に関する事
- (2) 関係機関及び団体との連絡調整等に関する事
- (3) その他目的を達成するために必要な事項の検討に関する事

### (役員)

第4条 準備会には次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名

2 その他、必要に応じて、専門的な知見を得るため、アドバイザーを置くことができる。

### (役員を選出)

第5条 準備会の役員は、委員の互選により選出する。

- 2 役員任期は準備会開催から令和7年3月31日までとする。
- 3 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

### (役員職務)

第6条 会長は、準備会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する副会長が、その職務を代行する。

### (事務局)

第7条 準備会の事務を処理するため、事務局を産業建設部商工観光課内に置く。

### (その他)

第8条 この会則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

### 附則

この会則は、令和5年10月30日から施行する。

### 附則

この会則は、令和6年7月26日から施行する。